

第2章 扶養手当

第1 性格

扶養手当は、扶養家族のある職員に対して支給される手当で、扶養親族のある職員の生計費を補給しようとするものであり、生活給的な性格を有する手当である。

根拠：給与条例第12条第1項
技労条例第4条

第2 認定事務の手続

1 届出

次のいずれかに該当する場合、当該職員は、速やかに扶養親族届（別紙第1）に必要事項を（配偶者の有無も含む。）を記入のうえ、関係書類（別表）を添えて、認定権者に届け出なければならない。

なお、職員と同居で認定されていた扶養親族が別居となった場合、又は、別居で認定されていた扶養親族が同居となった場合は、職員から報告を求めることとし、必要に応じて住居の異動が証明できる書類（運転免許証の写し、健康保険証の写し、賃貸契約書の写し等）を徴するなど、認定権者において職員の扶養親族の状況を把握しておくこと。

根拠：給与条例第13条第1項
支給規則第10条第1項

- ① 新たに職員となった者に扶養親族がある場合
- ② 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- ③ 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（満22歳に達した日以後の最初の年度末の経過により要件を欠いた場合を除く。）
- ④ 扶養親族たる子・父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（③に該当する場合を除く。）
- ⑤ 扶養親族たる子・父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（②に該当する場合を除く。）

（注）扶養親族届に添付する関係書類は、別表の関係書類一覧表を参照のこと。

2 認定及び支給額の決定

認定権者が職員から扶養親族届を受理したときは、扶養親族届記載の扶養親族が、支給要件を具備しているか、添付書類と確認した上で記載内容が実態と相違ないか確かめて認定し、支給額を決定するものとする。

根拠：支給規則第10条第2項

3 扶養手当認定簿の記載及び事後の確認

認定権者は、上記2の認定に係る事項を扶養手当認定簿（別紙第2）に記載するものとする。

なお、給与改定による支給額の改定及び扶養親族である子が、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の年度末までの間（以下「特定期間」という。）にある子となり、手当額が5,000円加算されることとなった場合は、上記1の届出は要せず、この扶養手当認定簿により支給額の改定を行うものとする。

また、その後においても、認定権者は認定簿等により支給要件・支給月額等が適正であるかどうか、実態を随時確認するものとする。

根拠：支給規則第10条第2項

4 扶養親族届、扶養手当認定簿及び関係書類の保管

扶養親族届、扶養手当認定簿及び関係書類は個人ごとに整理し、一件綴により保管し、異動の場合は、新勤務公署に送付するものとする。

職員が退職したときは退職年月日を、死亡したときは死亡年月日を、扶養手当認定簿に記入し保管するものとする。

第3 認定基準

1 支給要件

扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

根拠：給与条例第12条第2項

- (1) 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者（「障害」の表記は給与条例の表記による。以下同じ。）

（注）「満22歳に達する日」とは満22歳の誕生日の前日をいい、「満60歳以上」とは満60歳の誕生日以後である。

2 扶養親族の範囲

扶養手当の支給対象となる親族の範囲は、民法第725条に規定されている親族とは異なり、配偶者及び血族である子・孫・父母・祖父母・弟妹である。

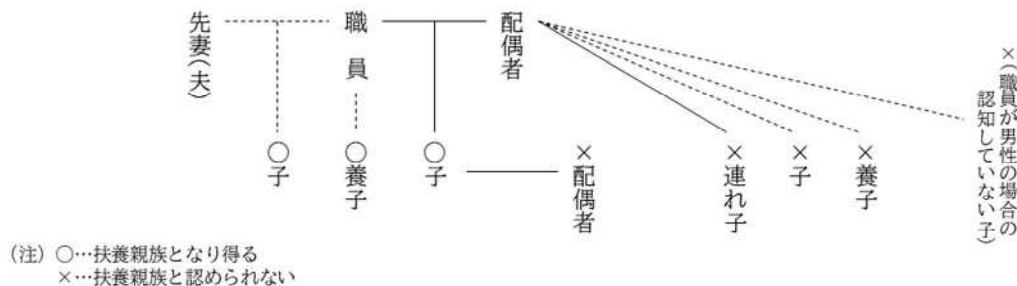
(1) 配偶者

届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含み、これには民法の婚姻適齢（民法第731条）、再婚禁止期間（同法第733条）及び未成年者の婚姻（同法第737条）等の規定により、正規に結婚することができないために内縁関係にある者も含まれる。

なお、法律上の婚姻関係と内縁関係が重複しているような場合、つまり重婚的内縁関係にある場合には、法律上の婚姻関係が実態を失っている場合を除き、法律上の婚姻関係にある者を優先させることになる。

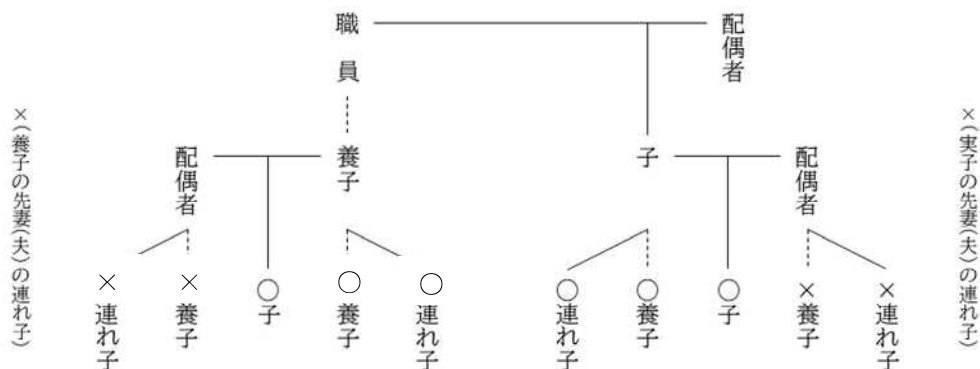
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- ① 直系血族又は法定血族である一親等の卑属、すなわち実子又は養子
- ② 実子は嫡出であると否とを問わない。ただし、職員が男子である場合は、認知したことを届け出た者に限る。



(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

直系血族又は法定血族である二親等の卑属。すなわち、実子の実子若しくは養子、又は養子の実子若しくは養子であって、扶養義務者である父母がいない等、特殊事情のある場合に限る。



(4) 満 60 歳以上の父母

直系血族又は法定血族である一親等の尊属。すなわち、実父母又は養父母であって、職員に兄弟姉妹がある場合には、職員が扶養者となった場合に限る。(父(母)の後妻(夫)は、職員と養子縁組をしない限り認定できない。また養子縁組の養親が婚姻した場合も養親の配偶者との間には何ら法定の親子関係は生じないので、養子縁組をしない限り、養親の配偶者は認定できない。)



(5) 満 60 歳以上の祖父母

直系血族又は法定血族である二親等の尊属。すなわち、実父母の実父母若しくは養父母、又は養父母の実父母若しくは養父母であって、その第一扶養義務者たる子がない等、特殊事情がある場合に限る。

(6) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

傍系血族である二親等の卑属。すなわち、実父母の実子若しくは養子、又は養父母の実子若しくは養子であって、第一扶養義務者たる父母がない等、特殊事情がある場合に限る。

職員に兄弟姉妹がある場合には、職員が扶養者となった場合に限る。

(7) 重度心身障害者

血族・姻族等を問わず重度心身障がい状態にあり、終身労務に服することができないことが明らかである者に限る。

(注)「終身労務に服することができない程度」とは、疾病又は負傷により、その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障がいきたし、現状に顕著な変化がない限り、一般には労務に服することができないと認められる程度をさすものである。

3 扶養親族の所得

(1) 他に生計のみちがあるかないかの判断は、その者の勤労所得・資産所得・事業所得等の合計額の多寡等によって行われ、その額が年額 130 万円（以下「基準年額」という。）以上恒常的に見込まれる者については、扶養手当の支給対象から除外される。

なお、恒常的な所得の年額が 130 万円未満であっても、職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者や、資産を有しそれにより自らの生計を営むことができる者等については、「他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者」に該当しないので、扶養親族とすることはできない。

根拠：支給規則第 11 条

(注 1) 扶養手当の認定にかかる「勤労所得・資産所得・事業所得等」は、年間における総収入金額によるものであり、所得税法上の課税標準となる所得とは異なる。

(注 2) 「年額 130 万円以上」の「年額」とは、必ずしも歴年による年額をさすものではなく、将来にわたって 1 年間という意味である。

(注 3) 「恒常的に見込まれる」とは、給与所得、事業所得等の継続的な収入のある所得をいい、退職所得や不動産売買による一時所得等はこれに含めない。

(注 4) 市町村役場で発行される所得額証明に記載された所得額は、住民税に対する課税対象所得額であることが多いので、各種控除の有無を確認のうえ、控除前の金額によること。

(注 5) 事業所得等で、仕入れ品の代価など事業を行うに当たって社会通念上必要不可欠な直接的経費に限っては、その実額を扶養親族認定に係る所得額から控除できることとする（所得税法上の必要経費とは異なる。）。なお、事業主から基本給以外に歩合給等を支給されている扶養親族（保険外交員等）が、歩合給等を所得税法上の事業所得として申告している場合の事業所得についても同様の取扱いとする。

※事業所得を得るために社会通念上明らかに必要と認められる経費の範囲

管理費	事業（営業）を維持するために要する最低必要限度の経費
	・従業員の人件費（給料、賞与、雇用保険・社会保険の事業主負担分） ・営業品の仕入れ代金 ・光熱水費（電気・水道・ガス・冷暖房代・営業用車両燃料費） ・使用料及び賃借料（家賃、リース料） ・事業用消耗品代 ＊投資的な支出を除く
修理費	本体の維持管理費、現状復帰に要する経費
	・備品の修繕費 ・部品の取替え費用 ＊改装・改築費等は除く
役務費	人的サービスの提供に対して支払われる経費
	・通信運搬費（郵便料、電信電話料、荷造運搬費） ・広告料

次に掲げるものは「勤労所得・資産所得・事業所得等」に含まれる。

なお、下記①～⑩はあくまで例示列举であり、これら以外でも継続的な収入は「勤労所得・資産所得・事業所得等」に含まれる可能性があるので注意すること。

- ① 独立行政法人日本学術振興会法（平 14. 法 159）第 15 条第 1 項第 2 号の規定により支給される研究奨励金
- ② 雇用保険法（昭 49. 法 116）第 13 条の規定による基本手当、同法第 36 条の規定による技能習得手当及び寄宿手当、同法第 37 条の規定による傷病手当、同法第 56 条の 2 による就業促進手当
- ③ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭 27. 法 127）第 23 条により支給される遺族年金
- ④ 生活保護法（昭 25. 法 144）第 12 条及び第 31 条に基づく生活扶助料
- ⑤ 国家公務員等共済組合法（昭 33. 法 128）第 66 条第 3 項による退職組合員の傷病手当金
- ⑥ 地方公務員等共済組合法（昭 37. 法 152）第 68 条第 3 項による退職組合員の傷病手当金
- ⑦ 恩給法（大 12. 法 48）第 65 条第 2 項及び第 75 条第 2 項に基づく加給
- ⑧ 未帰還者留守家族等援護法（昭 28. 法 161）第 7 条により支給される留守家族手当
- ⑨ 国民年金法（昭 34. 法 141）第 37 条に基づく遺族基礎年金
- ⑩ 国家公務員共済組合法等により支給される障害年金

（注）学生・生徒奨学金については、学資金として支給・貸与されるものであり、「扶養親族の所得」には該当しない。また、新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を緩和するために支給される「学生支援緊急給付金」等の給付金も同様のものとする。

（2）所得が「基準年額以上」であるかどうかの判定は次による。

① 年額による場合

恩給・年金・利子配当・農業所得等のようにその所得が年 1 回ないし数回に限られているとか、所得の時期が不特定の場合には年額そのものにより判定するものとし、扶養の事実が生じた日から 1 年間の所得による。

（注）夏期のみ雇用（いわゆる季節的雇用）等その雇用があらかじめ短期間に限られている場合は、年額により判定し、逆に、将来に向かって雇用の継続が予想される場合は、後に述べるように月額により判定する。

「基準年額」の判定は、将来恒常的に得るであろう収入により行うものとし、前年度の所得額証明書を添付するが、これは事実の生じた日から将来にわたって 1 年間の所得を推定するにすぎない。

また、基準年額には退職一時金、宅地・建物・農地等の売却による所得は含まれないが、その所得による利子配当等は基準年額に含まれる。

(問) 職員名義の農業所得が 2,700,000 円あり、農業委員会の公的証明で農業従事日数は職員が 30 日、職員の実母（65 歳）が 90 日、職員の配偶者が 150 日となっている。また、職員の兄弟姉妹から職員の実母に関して扶養していない旨の申立書の提出もあり、職員が主として実母を扶養する理由を詳細に書いた申立書の提出もある。又、実父は死亡している。なお、職員の実母及び配偶者ともに、所得額証明書では 0 円となっており、恩給等の給付を受けていない。

この場合、職員の実母及び配偶者を扶養親族とすることができるか。

(答) 農業等の所得額については、その所得の名義人を問わず、現に配偶者又は父母等の農業等に従事した労働度に応じて評価される対価（所得額を従事人員及びそれらの従事者の従事日数によって比例配分する。）を算出することにより判定する。

設例の場合、農業所得が 2,700,000 円あるが、これを農業従事日数で比例配分すると

職員の農業所得は $2,700,000 \text{円} \times 30 / 270 = 300,000 \text{円}$

配偶者の農業所得は $2,700,000 \text{円} \times 150 / 270 = 1,500,000 \text{円}$

実母の農業所得は $2,700,000 \text{円} \times 90 / 270 = 900,000 \text{円}$ となる。

従って、配偶者は基準年額 130 万円以上となり、扶養親族として認定できないが、実母は基準年額未満となるので扶養親族として認定できる。

② 月額による場合

年間所得の合計額が基準年額（130 万円）以上であるかどうかを判定するに当たっては、原則的には年額によることとなるが、例えば、家賃収入のように毎月収入がある場合や、官公庁、会社等に勤務して月々給与を得ている場合で、相当長期間にわたって毎月定まった収入がある場合には、その月額をもって認定する方がより適切であり、実際にも即していると考えられるので、このような場合には基準年額の 12 分の 1 の額（現行 1,300,000 円 $\times 1/12 = 108,333.3\cdots$ 円、以下「基準月額」という。）により判定する。

なお、非常勤の職員・パート従業員・内職等のように月々の所得に変動があり、基準年額（130 万円）以上又は基準月額（108,333.3 $\cdots$ 円）以上の所得を恒常的に得るか予め判定し難い場合には、3 か月程度の所得の実績（平均月額）により判定する。

(注) 月々の収入が不安定な者を扶養親族として認定した場合における返納の取扱いとしては、扶養手当の支給が終了した後の所得も含めた上で、3 か月の平均所得が基準月額（108,333.3 $\cdots$ 円）以上となり、かつ、当該 3 か月の当初月を起算月とした向こう 1 年間の所得が基準年額（130 万円）以上となった場合に、当該当初月に支給された扶養手当等が返納の対象となる。

なお、月々の所得が変動するとしても、将来にわたる 1 年間の所得が基準年額（130 万円）以上になると推定される場合には、その者は扶養親族としての要件を欠くこととなるので注意すること。

(問) 職員の扶養親族たる配偶者が臨時職員として採用され、月額 110,000 円程度の収入を得ることとなったが、基準年額（130 万円）以上の収入を得るとは直ちに確認し難い場合、この就職期間中も引き続き扶養親族としてよいのか。

(答) 設例の場合、配偶者が季節的雇用と異なり将来に向かって雇用の継続が予想される限り、毎月の所得が基準年額（130 万円）の 12 分の 1 の額（108,333.3 $\cdots$ 円）以上であれば、その就職期間中はその扶養親族たる要件を欠くこととなる。一方、その雇用が季節的雇用のようにあらかじめ限られているもので、その予想される年額が基準年額未満となるのであれば、就職期間中も引き続き扶養親族として差し支えない。

(問) 雇用保険法の規定による基本手当を受給している者を扶養親族として認定することができるか。

(答) 雇用保険法による基本手当は、就職を前提とした失業期間中の生活補助的なものと解されているので、日々に受ける手当額をもって判断することが適当であると考えられる。

したがって、基本手当の日額に 30 を乗じて得た額が基準月額（108,333.3 $\cdots$ 円）以上である場合には、その受給期間中は扶養親族として認定できない。

(問) 職員の配偶者が会社に就職し、月額 100,000 円の給料を受けることとなった。就職した日から将来にわたって 1 年間に 2 か月 (200,000 円) 程度の賞与が見込める場合、引き続き扶養親族とすることができるか。

(答) あらかじめ賞与等の所得が見込める場合には、その額の 12 分の 1 の額 (設例の場合 16,666…円) を給与月額に加算した額 (設例の場合 116,666…円) により判定することになるので、設例の場合、就職した日から扶養親族の要件を欠くことになる。

なお、賞与等の所得を含めた給料月額が基準月額 (108,333.3…円) 未満であると判断し扶養親族として認定したが、賞与等の支給を受け、その額の 12 分の 1 の額を給料月額に加算した結果、基準月額以上となったときは、就職した日から扶養親族としての要件を欠くことになり、既に支給された扶養手当等は返納することとなる (農業等で実収入が基準月額 (130 万円) 以上となった場合も返納することになる。)

4 主たる扶養者について

職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

根拠：支給規則第 12 条第 1 項

なお、主たる扶養者の判断は、扶養者の資力・収入及び家計の実態並びに社会常識等と総合的に勘案して行うこととし、健康保険制度、所得税法上の扶養控除等には影響されないものである。

(1) 子を扶養する場合

① 夫婦の片方が職員の場合

原則として、職員を共通扶養親族の主たる扶養者とみなす。ただし、配偶者が勤務先で共通扶養親族に係る扶養手当等 (扶養手当に相当するものを含む。以下同じ。) を受給していない場合に限る。

② 夫婦とも職員の場合

原則として、いずれか届出のあった職員を共通扶養親族の主たる扶養者とみなす。ただし、複数の共通扶養親族を夫婦で分割して認定することはできない。

(2) 父母 (祖父母・孫・弟妹・重度心身障害者を含む。以下同じ。) を扶養する場合

同居しているかないにかかわらず、事実上職員が主たる扶養者として父母を扶養しているかどうかにより判断する。

(注) 職員以外に扶養し得る者 (兄弟姉妹、扶養親族でない父母や配偶者等) がいないかを戸籍謄本 (改正原戸籍が必要な場合もある) により確認し、職員以外に扶養し得る者がいる場合には、その者が父母を主として扶養していない理由等の資料 (これを証明する所得額証明書、会社等で父母の扶養手当を受けていない証明書、及び扶養していない旨や詳細な理由の申立書等) の提出を求め、父母を扶養していない事情、職員が扶養しなければならない事情等を詳細に調査のうえ認定する。

(問) 長男である職員が勤務場所の関係で母と別居しており、父は亡く、母に毎月 25,000 円、ボーナス時に 50,000 円、年間計 400,000 円を送金している。母は満 62 歳で年金等もなく無職無収入である。二男は東京の民間会社に就職し、月収 200,000 円の給与を得ており、母に関する扶養手当は受けていないが、毎月 10,000 円 (年間 120,000 円) の送金を母にしている。妹は岡山市に嫁いで主婦に専念しており母への送金はしていない。この場合、母を職員の扶養親族として認定できるか。

(答) 設例の場合、母の生計が主として職員からの送金によってまかなわれていると認められるから、母を職員の扶養親族として認定して差し支えないが、その送金額等からみて、母の生計は当然に他の家族の収入によって営まれていると認められる場合には、母を職員の扶養親族として認定できない。

(注) 別居している父母等を認定している場合の事後確認については、送金等の証明を徴して扶養の事実を客観的に確認すること。

(参考) 職員が父母等と別居している場合、当該父母等の全収入 (父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計) の 3 分の 1 以上の送金が必要。ただし、兄弟姉妹等と

共同して父母等を扶養している場合は、職員の負担が他の誰よりも上回っている場合は「主として」職員の扶養を受けているとみなす。

●職員と兄弟姉妹が共同で父を扶養している場合の負担額

例：父の所得額 60 万円、職員の送金額 50 万円、弟の送金額 30 万円

職員の送金額（50 万円）は父の所得額（60 万円）を上回っていないが、父の全収入（140 万円）の 3 分の 1 以上で、かつ弟の送金額（30 万円）を上回っていることから認定することができる。

●事実証明（第三者的視点に耐えうるもの）

- ・扶養している事実の申立書及びその事実を証明する資料（送金等の証明）
- ・別居理由書及び別居先の家族状況（特に収入関係を明記のこと）を詳細に記した書類

（問）職員と同一生計の実父母で職員の父に恩給所得（年額 1,500,000 円）がある場合、母を職員の扶養親族として認定することができるか。

（答）設例のような場合、その認定は単に父の所得のみで判断するのではなく、母が現に主として職員の扶養を受けているかどうかという扶養の実態を十分に把握したうえで認定すべきである。

第 4 支給方法

1 支給額

扶養手当の額は、各年度において以下の表のとおりとする。

また、扶養親族たる子（孫、弟妹を除く。）のうちに、特定期間にある子がいる場合は、上記の手当額に 5,000 円を加算した額とする。なお、特定期間にある子の手当額の認定に当たっては、新たに届出を必要とせず、扶養手当認定簿に記載された生年月日により、その事実を確認し、手当の月額を認定（手当額の変更）する。

根拠：給与条例第 12 条第 3 項、第 4 項

改正給与条例改正附則第 4 項、第 5 項

扶養親族	職務の級	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
配偶者	行政職 7 級まで	5,000	3,500	0
	行政職 8 級	0	0	0
	行政職 9 級	0	0	0
子		11,000	12,000	13,000
父母等	行政職 7 級まで	6,500		
	行政職 8 級	3,500		
	行政職 9 級	0		

※「行政職 8 級」とは、行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして、以下の職員を含む。

①研究職給料表：職務の級が 5 級、かつ、管理職手当に係る区分が 3 種の職員

②医療職給料表（一）：職務の級が 4 級、かつ、管理職手当に係る区分が 3 種の職員

※「行政職 9 級」とは、行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして、以下の職員を含む。

①医療職給料表（一）：職務の級が 4 級、かつ、管理職手当に係る区分が 2 種の職員

根拠：支給規則第 9 条の 2、第 9 条の 3

2 支給の始期及び終期

（1）支給の始期

- ① 新たに職員となった者に扶養親族がある場合には、その者が職員となった日、扶養親族がいらない職員に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月から支給を開始する。

- ② ①の職員となった日又は事実の生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月から支給を開始する。
- ③ 扶養親族届に関係書類を添えた届出を、職員となった日又は事実の生じた日から 15 日を経過した後に認定権者が受理したときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始する。

根拠：給与条例第 13 条第 2 項、第 3 項

（注）15 日の起算は民法第 140 条の例により、職員となった日又は事実の生じた日の翌日（その事実が午前零時に生じたときは、その日）からとする。ただし、15 日目が週休日・休日・年末年始の休日に該当する場合は、民法第 142 条の規定に準じてその期間はその翌日をもって満了とする。

（問）結婚後、入籍日まで若干の期間を経過している場合、入籍日をもって事実の生じた日として取り扱うことができるか。

（答）職員の配偶者に係る扶養手当の支給については、一般的には婚姻の届出のいかんにかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情の生じた日（通常の場合は結婚式挙行の日）をもって事実の生じた日として取り扱うこととなっている。

（問）満 60 歳となる父を認定しようとする場合、4 月 1 日が誕生日であるときは満 60 歳になるのはいつと解するのか。

（答）年齢の算定は、「年齢計算ニ関スル法律（明治 35 年法第 50 号）」により、出生の日から起算し、誕生日の前日、つまり設例の場合 3 月 31 日に満 60 歳になる。

（2）支給の終期

扶養手当を受けている職員が退職し、若しくは死亡した場合、又は扶養手当を受けている職員の扶養親族で扶養親族たる要件を欠くことに至った者がある場合には、それぞれの事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日である場合は、その属する月の前月）をもって支給を終了する。

（問）職員の扶養親族が恩給（又は扶助料）を受けることとなったために扶養親族たる要件を欠くに至った場合、事実の生じた日はいつか。

（答）職員又は当該扶養親族が、当該恩給（又は扶助料）の受給権発生を了知し得べきこととなった日をもって事実発生の日として取り扱うこととなる。

3 随時確認

認定権者は、扶養手当を受けている職員について、支給要件・支給月額等が適正であるかどうか、認定簿等により実態を随時確認するものとする（少なくとも年に 1 回は確認すること）。

根拠：支給規則第 12 条の 2

（注 1）特に所得の確認については、給与支払証明書・所得額証明書等により確認し、所得額証明書に課税所得額又は収入金額が計上されている場合（給与所得者で扶養手当上の所得額が 65 万円未満の者を除く。）は、必ず源泉徴収票・給与支払証明書・確定申告書の写・年金払込通知書等により確認することとなるが、自営業者等で事業収入、不動産収入等がある場合にあっては特に注意すること。

また、「第 3 認定基準 3 扶養親族の所得」（1）①～⑩の所得の中には、遺族年金、障害年金等のように所得額証明書に計上されないものもあるので注意すること。

（注 2）別居の親等への送金にかかる確認については、現金書留の領収書や通帳の写し等の事実を客観的に証明できる書類により確認すること。

（注 3）扶養手当の支給が終了した職員についても、支給を受けていた期間中において扶養親族の「向こう 1 年間の所得」が確定していなかった場合においては、上記と同様に実態確認をする必要があるので注意すること。

（注 4）医療職である扶養親族が、令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月末までの間において、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによって得た収入は扶養手当上の所得に含めない。

※ 随時確認の際に必要な書類を提出できない場合には、手当の返納処理を行う。

4 その他

- (1) 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。従って、職員が休職若しくは停職にされた場合、専従の許可若しくは育児休業の承認を受けた場合、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣された場合、大学院修学休業、自己啓発休業若しくは配偶者同行休業をした場合、あるいはこれらの期間の終了により職務に復帰した場合のその月分は、日割計算により支給することとなる。

根拠：支給規則第9条第1項、第5条第1項

(問) 通常に勤務している職員が月の中途に離職した場合には、その月分の扶養手当は全額が支給されるが、次のように休職者（扶養親族：配偶者、子2人）が月の中途に復職した場合には、それぞれどのように支給すべきか。（令和元年の暦の場合）

(イ) 休職（80/100 支給）



(ロ) 休職（無給）



- (答) (イ) 休職期間中の額 $(26,500円 \times 80/100) \times 10/20 = 10,600円$
復職後の額 $26,500円 \times 10/20 = 13,250円$
(ロ) 休職期間中の額 $(26,500円 \times 0/100) \times 10/20 = 0円$
復職後の額 $26,500円 \times 10/20 = 13,250円$

- (2) 職員が任命権者を異にして異動した場合の扶養手当は、その異動した日の属する月の初日に職員が所属する任命権者においてその月分を支給する。

根拠：支給規則第9条第2項

- (3) 職員が給与条例第15条の規定により給与額を減額された場合、あるいは減給の処分を受けた場合に給料を減額されるときにおいても、扶養手当は減額されない。

根拠：支給規則第13条

第5 教育人事課への協議

- (1) 職員が祖父母・父母・孫・弟妹及び重度心身障害者を扶養親族とする場合は、扶養親族認定関係書類の写しを添えて、教育人事課に協議すること。
- (2) 扶養手当の返納を要する場合には、扶養親族認定簿一件綴をはじめ、収入が所得限度額を超えるに至ったことを証明する書類、手当返納額計算書等に本人の顛末書及び所属長の意見書（月々の所得に変動があり、3ヶ月の平均所得と向こう1年間の所得で返納が必要となった場合は、顛末書及び意見書は不要）を添えて、教育人事課に協議すること（所属長の意見書以外は写し）。